平成２８年（フ）第１０７号
愛知県稲沢市国府宮４丁目14番20号　レジデンスなおい203
債務者　武村　隼宜
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０９号
香川県高松市屋島中町506番地６
債務者　山浦　英男
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１０号
香川県高松市屋島中町506番地６
債務者　山浦　春美（旧姓京藤）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９号
福島県伊達郡川俣町字賤ノ田１番地の14
債務者　吉田　彩乃
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月18日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
島根県鹿足郡吉賀町七日市882番地１　ヨシワ工業株式会社七日市寮　103号、前住所島根県益田市高津５丁目21番13号
債務者　堀江　太郎
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第５４号
青森県八戸市大字石手洗字京塚４番地７市営住宅Ｂ11－３－４
債務者　山田亜希子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
仙台市宮城野区田子３丁目12番１－304号
債務者　戸石　裕子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番４－301号
県営清水沢住宅４号棟
債務者　京極　正四
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
宮城県気仙沼市本吉町長根115番地６、旧住所宮城県気仙沼市本吉町高75番地
債務者　木下　幸太（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第９３号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田（新）住宅312棟301号
債務者　岡部　省吾
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９８号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート６－３－１
債務者　金子　　健
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５号
山梨県甲斐市團子新居323番地３、前住所山梨県南アルプス市上八田235番地　フレグランスカサイ201
債務者　山本　一雄（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
山梨県笛吹市一宮町中尾765番地12
債務者　酒井　隆幸
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
山梨県笛吹市一宮町田中1279番地１　パレスイイジマ701、前住所山梨県北杜市高根町村山西割1479番地３
債務者　森崎　　茂
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
山梨県笛吹市一宮町田中1279番地１　パレスイイジマ701、前住所山梨県北杜市高根町村山西割1479番地３
債務者　森崎　千秋
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
山梨県北杜市長坂町小荒間1091－10　自立準備ホーム　楽一、住民票上の住所山梨県北杜市高根町東井出1313番地
債務者　北原　榮一
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係